

令和2年第2回東大和市議会総務委員会記録

令和2年6月8日（月曜日）

出席委員（8名）

委員長	荒幡伸一君	副委員長	根岸聡彦君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	和地仁美君
委員	東口正美君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	中間建二君	17番	木戸岡秀彦君
----	-------	-----	--------

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（4名）

6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君

会議に付した案件

- (1) 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例
- (2) 2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情
- (3) 所管事務調査

市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時30分 開議

○委員長（荒幡伸一君） ただいまから令和2年第2回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日はこの全員協議会室において審査等いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（荒幡伸一君） 初めに、議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例、本案を議題に供します。

本日は本議案の提出者であります尾崎利一議員、上林真佐恵議員が出席をされておりますので、御報告いたします。

○委員長（荒幡伸一君） 説明員の座席の指定についてお諮りいたします。

議第1号議案につきましては議員が説明員となりますので、説明員の座席につきましてはこのとおりの座席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） 今委員長から提案説明が終わっているということでお話しいただいたんですけども、何分、3月議会から三月もたってるものですから、新設条例ということもあるんで、提案者からごく簡単に、どういう趣旨なのかってことを言っていて、議論できればというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○6番（尾崎利一君） 今日はありがとうございます。

会計年度任用職員の任用等に関する条例についてですけれども、日本共産党としては、非正規雇用職員を正規化すべきだということまで要求してきたところですが、会計年度任用職員制度の導入によって、非正規職員の方の一部ですが、待遇が改善されるということになりました。しかし、その一方で、待遇が悪くなるという部分が規則によって残されているということになりましたので、この規則を変えて、待遇の悪化になる部分について、少なくとも現状どおり、悪化にならないようにするという趣旨の提案です。

それで、今の規則というふうに言いましたけれども、現状は東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則によってこれらのことが定められています。それで、この規則は地方公務員法に根拠を持っていて、市の条例には根拠を持っていません。したがって、この規則の内容を変えるためには規則を条例に格上げをして、その待遇の悪化の部分を変えるという手続が必要になります。そこで新設条例として提案させていただいたものです。

それで、現状の規則から変えようという部分は2つあります。1つは提案している条例でいうと、第2条の5のところですが、公募によらない任用について、現状は4回を上限とするというふうに規則では定められています。これを6回を上限とするというふうに変えるものです。これは会計年度任用職員の制度が始まる前、嘱託員については公募によらない任用の上限が6回だったということが、今回、規則では4回になっているという部分について、少なくとも現状を維持するというのがこの趣旨です。

それから、現在の規則では附則の3でこういう項があります。令和2年度中に任期が満了する会計年度任用

職員の職に任用された場合における当該職員の公募によらない再度の任用の回数の上限は、第2条第5項の規定にかかわらず、市長が別に定めるというふうになっています。ですから、現状では公募によらない任用の上限は4回とされていますけれども、これにかかわらず市長が別に定めるってということです。

この趣旨ですけれども、既に会計年度任用職員のうち一般事務の方については、既に御本人にも通告されていますけれども、会計年度任用職員のうち一般事務の方については、来年4月の任用については、全て公募によって任用するというを可能にするための附則です。会計年度任用職員全部で700名余りのうち、200名余りが一般事務になっています。この一般事務の方々の中には、嘱託員で一般事務だった方もいらっしゃるわけです。そういうの方々について、もう来年4月には公募によらない任用ではなくて、公募によるということになってしまいます。これは不利益になりますので、この部分の附則を削除すると。したがって、大体会計年度任用職員の3割ぐらいがこの一般事務ですけれども、このの方々に対する任用についての待遇悪化を防ぐという、この2つが主な条例の提案理由です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（森田真一君） これまで嘱託員の公募によらない再度の任用を6回、7年間の任用を保障されていたわけですけれども、しかし、この4月からの市が作成した会計年度任用職員の任用規則では4回、5年間ということになって、これは旧嘱託員の雇用は明らかに身分が不安定化したってということだというふうに思います。

この地方公務員法及び地方自治法の一部の改正を受けて、今回会計年度任用職員の制度ができたわけですが、これ見てみますと、29年の193国会でこの法律が制定した際に附帯決議がありまして、ここにはこういうふうにかかれていています。現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改革により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せて、各地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うことと、このようになっているんです。要するに会計年度任用職員制度の導入を理由にして、非常勤職員の労働条件の一方的な不利益変更は許さないと、こういうことが議決されてるわけでありまして。現在の東大和市会計年度職員の任用に関する規則のままでは、この立法時の趣旨に反することになるのではないかと私は考えます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに自由討議ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、本年4月より導入された会計年度任用職員制度の運用に当たり、旧嘱託員について公募によらない再度の任用が6回、7年間の任用が認められてきたところ、東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則で4回、5年間となり、これまでも不安定とされていた雇用がより不安定にされたため、新たに条例を制定し、従来の6回、7年間の任用が認められるようにしようというものです。

私ども日本共産党は、会計年度任用職員制度そのものには反対ですが、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例は、それまでの嘱託員や臨時職員の待遇を悪化させず、一部は交通費の支給や正規職員にしか認められていなかった各種の休暇の取得など、少しでも待遇改善につながることを求め、制度の導入には賛成をいたしました。しかし、その後市が作成した東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則では、現状の嘱託員の公募によらない再度の任用が4回、5年の雇用とされ、雇用がより不安定化するものとなったことが分かりました。平成29年の第193国会で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立した際の附帯決議として、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せて、各地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこととされました。会計年度任用職員の導入を理由に非常勤職員の労働条件の一方的な不利益変更は許さないということです。

現在の東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則のままでは、立法時の趣旨に反することとなります。早急な是正のための条例の制定が必要だと考えます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（荒幡伸一君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前 9時43分 休憩

午前 9時44分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情、本件を議題に供します。
朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情
〔朗 読〕

○委員長（荒幡伸一君） 朗読が終わりました。
それでは質疑を行います。

○委員（東口正美君） 1点質疑させていただきます。
当市で現在どのような請願の取扱いを行っているのか教えてください。

○議会事務局長（鈴木 尚君） 現在市では市民等からの意見・要望等の処理について行っているものを御紹介いたします。

直接窓口にてお話を伺うというケース、それから電話にてお話を伺うというケース、もう一つは郵送による文書を頂くケースがございます。そして、文書を頂くケースでは、あとファクシミリでもいただきます。電子メールによるお話をいただくケースもございます。あとは市の公式ホームページに市政へのご意見、ご要望の欄ということもございまして、そこに入力していただいて送信していただくという方法もございます。提出の手段を問わずに受付をいたしまして、いただいたお話等は全て市長までの決裁を取った後に、所管すると思われる部課長に写しを送付いたします。そのことによって庁内の情報共有をしているということでございます。内容によりましては、回答や対応を行っているという状況でございます。

以上です。

○委員（東口正美君） この議会に出される請願の取扱いについてはどのように行われてますでしょうか。

○議会事務局長（鈴木 尚君） 取扱いの手順としては同じでございますけども、必ず議長までの決裁を取りまして、議会事務局で必要な対応を行うという状況でございます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（大后治雄君） 確認ですけれども、この場合にいうその請願というのは、いわゆる陳情まで含まれるという趣旨、包含されているという趣旨で考えてよろしいのでしょうか。

○議会事務局長（鈴木 尚君） 陳情者の訴え等々を確認して読んでみますと、今、大后委員が言われたように、陳情まで含まれているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑はございますでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 質疑を終了して御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
これより自由討議を行います。

○委員（森田真一君） この陳情は日本の請願権について、日本国憲法や請願法と韓国の憲法などを比較をして、日本の請願権には不備があると、そのために請願権条例を制定して整備することということを求められているわけです。請願については、直接官公庁に出すもの、議会に出すもの、いろいろありますが、今回は請願権

条例について、一体何をどのように整備をするかということについては詳しくは述べられていないように受け止めました。

国民の請願権については、これを保障することは当然重要です。また、様々な事例の下で法律の条文からだけで判断できないこともあり、不十分と言われればそういう面もありますが、そのためにこれまでの解釈や判例、行政実例や議会における原則なども既に確立をされているところです。何点か気になった点については、意見を述べさせていただきますと思います。

1つ目は、陳情文の1ページにあります憲法11条について、「何人も」対象となる請願権は、外国籍・無国籍の人は保障されないのか、という疑義が残るとされていますが、「何人も」は外国籍の人も全て対象としており、ここは問題にならないのではないだろうか。

それから、2つ目に陳情文の4ページにあります、政府の行政解釈は、「請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではない」と「義務」を否定しており、立法解釈と行政解釈は乖離していると指摘をされていますが、請願に対する政権の姿勢として問われるものではあるかと思いますが、条例では当該自治体の範囲だけに限定をされます。議会の請願については、地方自治法125条では、採択した請願については、議会はその請願内容が関係する行政機関などで措置することが適当と認められた場合はそれを送付し、請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができると、議会としての役割を既に定めています。

それから、3つ目ですが、陳情文の6ページにあります「議員の紹介」については、紹介議員になるかどうかは議員の判断であり、拒否権があるとすれば行政検閲と同様というのは、これは全く当たらないのではないのでしょうか。紹介議員がない場合は陳情で提出することも可能であるわけです。

4つ目が、陳情文と同じく6ページにあります、条例と法令との重層性として、ほかの法律では法と対応した同じ条例があるが、請願法に対応した条例がないとの指摘ですが、条例は憲法や上位法によって規定をされており、それに反するものは認められないわけです。同時に法律と同じものを条例で定めなければならないということでもないことは自明であります。

今回の国民の請願する権利については、憲法や請願法、地方自治法などで定められ、規定をされています。請願権を保障し、より充実、整備させるということは大変大切なことですが、以上の点で陳情者の個々の主張には同意できないものがあり、私たちの認識とは異なるため、この陳情については残念ながら不採択にせざるを得ないものだと考えております。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 私も現在のこの請願の取扱いがきちんと認められており、当市においてもきちんと対応されていて、この条例がなくても不都合なことはないというふうに考えますので、今回この条例を制定することの必要性は感じていません。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（大后治雄君） ちょっと違う角度で考えてみたんですけども、学術上でこういったような説があるかどうかというところまで考えてみたんですけど、どうもないというようなところで、いろいろ探してみたんですけど、私の探し得る範囲ではなかったということでありまして。そういった面におきましても、特に学会方面でも、そういったようなところでの争いは特に起きていないというようなところもありますので、その面におきまし

ても、特にこれに関して定めるべきだというような議論もないというようなところなんではないかというふう
に理解をするところであります。

幾つかの事実の誤認があるということは、先ほど森田委員が述べたようなところもありますので、そういつ
たようなところであれば、そういったところをしっかりと改めた上で、しっかりともう一回これを改めてつく
り直した上で、何らかの例えば学会発表するでありますだとか、そういったようなしかるべき内容で訴えるべ
きではないのかなというふうなところもあります。やっぱり事実誤認がある部分が、我々素人でも容易に分
かってしまうような事実誤認というのは、やはり一般の人に訴えるにはかなり弱い部分があると思いますので、
そういった点に関しまして、ちょっと賛同はしかねるなというふうなところでもあります。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情について、反対の立場で討論をいた
します。

本陳情は日本における請願権について、日本国憲法や請願法と韓国の憲法などを比較をし、不備があるとし
て、そのため請願権条例を制定して整備することを求めています。請願には直接官公庁に出すもの、議会に出
すものなどありますが、本陳情ではそのうち何をどのように整備をすべきかについては述べられておりません。
国民の請願権については、これを保障することは当然であり、より充実、整備されることは重要です。また、
様々な事例の下、法律の条文からだけで判断できないこともあり、不十分と言われればそうですが、そのため
これまでも解釈や判例、行政実例や議会における原則なども確立をされてきています。本陳情では触れられた
うち、以下4点について意見を申し述べます。

1つ目に、憲法11条について、「何人も」対象となる請願権は、外国籍・無国籍の人は保障されないのか、
という疑義が残るとありますが、「何人も」は外国籍の人も全て対象としており、問題にはなりません。

2つ目に、政府の行政解釈は「請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する
義務までを負わせるものではない」と「義務」を否定しており、立法解釈と行政解釈は乖離しているとありま
すが、請願に対する政権の姿勢として問われるところですが、条例は当該自治体の範囲だけに限定をされます。
議会の請願については地方自治法125条で、採択した請願については、議会はその請願内容が関係する行政機
関などで措置することが適当と認められた場合、それを送付し、請願の処理の経過及び結果の報告を請求する
ことができると、議会としての役割を定めています。

3つ目に、議員の紹介については、紹介議員になるかどうかは議員の判断であり、拒否権があるとすれば行
政検閲と同様というのは当たりません。紹介議員がない場合は陳情で提出することは可能です。

4つ目に、条例と法令との重層性として、ほかの法律では法と対応した同じ条例があるが、請願法に対応し
た条例がないとありますが、条例は憲法や上位法によって規定されており、それに反するものは認められませ
ん。同時に法律と同じものを条例で定めなければならないものでもありません。国民の請願する権利について

は、憲法や請願法、地方自治法などで定められて規定されています。

以上の点で、本陳情の個々の主張には同意できないものはあり、私たちの認識とは異なるため、この陳情については残念ながら不採択とせざるを得ないものと考えます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

午前 9時58分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から令和2年3月から令和2年5月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認をお願いいたします。

この資料について質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（森田真一君） いつも資料ありがとうございます。

これにつきましては了解をいたしました。たまたま今日総務委員会がありましたので、一昨日のことになるんですが、東大和でも大雨が降って、いよいよ时期的にはこれからこのいつもの洪水の心配をしなきゃいけない時期に入ってきたのかなというふうに思うんですが、直近何か情報等ありましたら、今後の参考としてお聞かせいただければと思うんですが、私は見た限りでは、警察の皆さんなんか交通整理にすぐ入っていただいたりだとか、比較的短時間に水が引けたということはあるんですが、南街交番の辺りですとか、駅前ですとか、もう少し武蔵村山の団地の辺りでも大分冠水をしているということを見受けましたんで、何かお心当たりのことがありましたらというふうに思います。

以上です。

○総務部参事（東 栄一君） 一昨日、大雨の関係なんですけど、東大和市は幸いにして警報は出ませんでしたけど、注意報が出た段階で、東村山市や東久留米市や近隣市が警報が出てたもんですから、私は6時過ぎぐらいから8時半頃まで役所にいましたが、2件ぐらい、ちょっと浸水が危ないから来てくださいっていう話がありまし

た。正直、私しかいなかったのですが、必要に応じて消防署の派遣なんかもあるような話をさせていただきながら、たまたま雨が小降りになったので、様子見ということになりました。その後、消防署のほうにも聞いてみましたら、連絡があつて、お話次第では現場に行きますよって話だけは伺つたつていうところでございます。

ということで、電話としては2件ほどという話であつたのと、それから車が1件、えんこした車があつたという報告だけは伺つております。

以上でございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。ほかに質疑ございませんね。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 以上で本件の報告を終了いたします。

○委員長（荒幡伸一君） これをもって、令和2年第2回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時 1分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 荒 幡 伸 一